

内視鏡ホルダ

仕様書

令和6年3月

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

1 調達物品名

内視鏡ホルダ 1式

2 納入場所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1）

3 納入期限

令和6年3月31日

4 搬入設置条件

- ①機器の搬入設置、調整等については、当センターの診療業務に支障をきたさないように当センターと調整を行い、そのスケジュールに従い、完了すること。
- ②搬入設置の際、当センター建物の破損に細心の注意を払うこと。建物等に損傷を与えた場合は、納入者の負担により修復すること。

5 保守体制

- ①障害等発生時において、当院が必要とする速やかな復旧等の対応が可能な体制を有していること。
- ②検収後1年間は、通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。
- ③本機器に必要な部品について安定供給が確保されていること。
- ④メンテナンス体制を明確にすること。特に緊急時のサービス体制については、契約時に資料を添付すること。（連絡網、メンテナンス人員、サービス拠点等）

6 提出書類

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課担当へ以下の書類を2部提出すること。

提出期限 令和6年3月27日 午後5時

- ①薬機法第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業・貸与業許可を得ている者であることを証明する書類
- ②カタログ
- ③アフターサービス、メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類
- ④その他必要と認めた資料・書類

7 守秘義務

落札者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

8 その他

本装置導入に係る送料、設置費用等は全て入札金額に含むこと。

調達物品に備えるべき技術的要件

1	内視鏡ホルダ	1式
	(内訳)	
(1)	本体	1台
(2)	レール固定金具	1個
(3)	ロック付きフットスイッチ	1個
(4)	ボールジョイントホルダー	4個
(5)	パイピングホース	1本
(6)	ジュラルミン製収納ケース	1個

(性能、機能に関する要件)

2	内視鏡ホルダは、以下の要件を満たすこと。
2-1	本体は、以下の要件を満たすこと。
2-1-1	空気駆動であること。
2-1-2	本体に角度調整機構を有していること。
2-1-3	フレキシブルな位置決めのため、アームは蛇腹形状であること。
2-1-4	アームの長さ60cm以上あること。
2-1-5	本体に入出力チューブ1.5m以上を有すること。
2-2	レール固定金具は、以下の要件を満たすこと。
2-2-1	手術台のサイドレールに装着可能であること。
2-2-2	本体の高さ及び回転の角度調整ができ、しっかりと固定できること。
2-3	ロック付きフットスイッチは、以下の要件を満たすこと。
2-3-1	本体のアームの固定並びに解除はフットスイッチで行うこと。□
2-3-2	フットスイッチは固定並びに解除の状態を保つためのロック機構を有すること。
2-3-3	本体からの入出力チューブが接続可能であること。
2-3-4	パイピングホースに接続可能であること。
2-4	ボールジョイントホルダーは、以下の要件を満たすこと。
2-4-1	腹腔鏡用スコープを把持することが可能なタイプがあること。□
2-4-2	ランゲンベック型扁平鉤を把持することが可能なタイプがあること。
2-4-3	腸へらを把持することが可能なタイプがあること。
2-4-4	角度調整可能なボールジョイント機構を有していること。
2-4-5	高圧蒸気滅菌が可能であること。
2-4-6	本体に装着可能であること。
2-5	パイピングホースは、以下の要件を満たすこと。
2-5-1	空気配管への接続金具を有していること。
2-5-2	全長が7.5m以上あること。
2-5-3	ロック付きフットスイッチに接続可能であること。□
2-6	ジュラルミン製収納ケースは、以下の要件を満たすこと。

2-6-1 本体、ロック付きフットスイッチ、ボールジョイントホルダー、パイピングホースが収納できること。

3 設置条件等

3-1 本調達物品は、当センターの指定する場所に設置すること。

3-2 本調達物品の設置に関し、1次側以外の電源設備、機器の搬入、据付、配線、調整等に必要な費用は入札金額に含むこと。

3-3 設置は当センターの診療業務に支障をきたさないよう、当センター担当者と協議の上行うこと。

4 保守体制等

4-1 本調達物品が正常に動作するように、1年間は無償で定期的に点検及び調整を行うこと。

4-2 本調達物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。

4-3 本調達物品の納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理及び交換に応じること。

4-4 導入後、10年間は物品供給及び修理体制が確保されていること。

5 その他

5-1 取扱説明に関する教育訓練は、当センターが指定する日時、場所で行うこと。

5-2 本調達物品の日本語版操作マニュアルをファイルまたは印刷物で提供すること。

5-3 本装置導入に係る送料、設置費用等は全て入札金額に含むこと。